

別紙

諮問第1800号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示請求者が都人事委員会に審査請求を行っている平成〇年（〇）第〇号事件に係る審査の保留手続きについて、開示請求者が令和〇年〇月〇日に〇〇申出書の電子データをメール送信して同申出書を提出したにもかかわらず、都人事委員会任用公平部審査課の担当である〇〇と〇〇が開示請求者に〇〇申出書の紙ベースでの提出を同年〇月〇日までに行うよう〇〇してトラブルになった事案について、〇〇申出書の電子データによる提出を受け付けないという都人事委員会の高圧的な対応の正当性の説明根拠となる全ての公文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都人事委員会が令和6年10月11日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年12月6日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年2月6日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月18日（第

262回第一部会) から令和 8 年 1 月 26 日 (第264回第一部会) まで、3 回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 地方公務員法に定める不利益処分に関する審査請求

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)は、29条1項で職員に対する懲戒処分の定めを置き、49条1項で「任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、当該職員に対し、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。」と規定した上で、49条の2第1項において「前条第1項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ審査請求をすることができる。」と規定している。

実施機関は、法51条に基づき、法49条の2第1項に規定する審査請求に関し必要な事項を定めるものとして、不利益処分についての審査請求に関する規則(平成8年東京都人事委員会規則第6号)を定め、これにより審査請求に係る審査を行っている。

イ 本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、情報公開制度が、何人に対しても開示請求を認めるものであり、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるとした上で、本件請求文書の存否を答えることにより、条例7条2号に規定する、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を公にすることとなるとして本件不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求の対象は審査請求人自身が当事者である事案に係るものであり、審査請求人は当該事案を既に把握しているから、対象となる公文書を開示しても当該事案の事実の有無が新たに明らかになるものではないため、本件の不開示理由は失当である旨主張する。

審査会が検討するに、本件開示請求は、審査請求人自身が実施機関に対し行ったとする審査請求の手續等に係る文書の開示を求めているものであるところ、条例に基づく開示請求については開示請求者の属性は開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではなく、本件請求文書の存否を明らかにすることは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができることとなる情報を公にすることとなると認められるため、条例7条2号本文前段に該当する。また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した本件不開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環